

平成30年8月23日

適格消費者団体特定非営利活動法人
消費者機構日本 御中

〒100-0005

東京都千代田区丸の内2-2-1
岸本ビルディング4階

弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所

電話 03-5224-3801

FAX 03-5224-3802

有限会社シエナ 代理人

弁護士 成 眞海

弁護士 宮西英輔

回答書

冠省

当職らは、有限会社シエナ（以下「当社」といいます。）の代理人として、消費者機構日本（以下「御機構」といいます。）が当社に対して送付した平成30年8月7日付の「申入書」と題された書面（以下「本件書面」といいます。）に対し、以下のとおり回答いたします。

まず、御機構から、ご指摘がありました当社の旧シエナ会員規約（以下「旧規約」といいます。）は、平成29年7月頃から既に使用されておらず、平成29年7月頃以降は、専ら新シエナ会員規約（以下「新規約」といいます。資料1）が使用されております。そして、新規約におきましては、御機構がご指摘なされております、サプリメントの返品返金を認めない旨の規定や、自己都合による解約を認めない旨の規定は既に削除されております。

したがって、当社が使用している新規約につき、御機構がご指摘なされている特定商取引法違反の事実、及び当社の使用する「概要書面」（資料2）及び「エステティックサービス契約書」（資料3）との矛盾や齟齬は存在しない状態となっていることをご理解いただけますと幸いです。

以上をもって、御機構からの御申入れに対する当社の回答とさせていただきます。何かご不明な点がございましたら、遠慮なくご質問ください。引き続き、宜しくお願い致します。

草々